（交通手段再構築実証事業計画に係る同意に関する協議）

第三十六条の二十五　（略）

2　前項の場合において、別表第三の七の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項に規定する事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3　（略）

（交通手段再構築実証事業計画に係る変更の同意に関する協議）

第三十六条の二十六　（略）

2　（略）

3　第一項の場合において、別表第三の七の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　（略）

（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）

第三十六条の二十七　前章第五節の規定は法第二十九条の九において法第三章第五節の規定を準用する場合について、前章第十一節の規定は同条において法第三章第十一節（法第二十七条の十七及び第二十七条の十九を除く。）の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条第一号、第二十四条第一号並びに第三十六条の十三第一号及び第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「再構築方針」と、第二十三条第一号及び第二号中「地方公共団体」とあるのは「再構築協議会の構成員である地方公共団体」と、同条第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「当該再構築方針」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第四十五条　法第三章第二節から第十一節まで及び第四章から第六章までに規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任する。

一～三　（略）

四　法第二十四条第二項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定、法第二十四条第六項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出、法第二十四条第七項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第二項の規定による変更の認定及び同条第八項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による取消しに係るもの（法第二十三条第二項第五号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている鉄道事業再構築実施計画に係るもの又は鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号、第五号の二及び第六号に掲げるものを除く。）、同法第十三条第一項の規定による確認（同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含み、同令第七十一条第一項第五号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第三項若しくは第十七条の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

（交通手段再構築実証事業計画に係る同意に関する協議）

第三十六条の二十五　（略）

2　前項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項に規定する事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3　（略）

（交通手段再構築実証事業計画に係る変更の同意に関する協議）

第三十六条の二十六　（略）

2　（略）

3　第一項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　（略）

（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）

第三十六条の二十七　前章第五節の規定は法第二十九条の九において法第三章第五節の規定を準用する場合について、前章第九節の規定は同条において法第三章第九節（法第二十七条の十七及び第二十七条の十九を除く。）の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条第一号、第二十四条第一号並びに第三十六条の十三第一号及び第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「再構築方針」と、第二十三条第一号及び第二号中「地方公共団体」とあるのは「再構築協議会の構成員である地方公共団体」と、同条第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「当該再構築方針」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第四十五条　法第三章第二節から第九節まで及び第四章から第六章までに規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任する。

一～三　（略）

四　法第二十四条第二項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定、法第二十四条第六項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出、法第二十四条第七項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第二項の規定による変更の認定及び同条第八項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による取消しに係るもの（法第二十三条第二項第五号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている鉄道事業再構築実施計画に係るもの又は鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号、第五号の二及び第六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第三項若しくは第十七条の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）